

平成 23 年度第 2 回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：

平成 23 年 7 月 15 日（金） 10 時 15 分～12 時 00 分

2 場所：

中央保健福祉センター大会議室（千葉市中央区中央 4-5-1）

3 出席者：

（1）委員

内山英昭委員（会長）、尾形雅之委員（副会長）、浅野平八委員、岡村健司委員、
中原秀登委員

（2）事務局

ア 教育総務部

竹川部長

イ 生涯学習部

千本松部長

ウ 総務課

初芝課長、南課長補佐、小柳総務係長、渡邊主任主事、荒井主事

エ 生涯学習振興課

裕戸課長、寺崎主幹、薬師神振興係長、小野主任主事、土屋主事

オ 社会体育課

成毛課長、川上担当課長、村杉課長補佐、齋木体育係長、布施主任主事、川端
主任主事、小熊主事

4 議題：

（1）指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価の答申案について

（2）千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について

5 議事の概要：

（1）指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価の答申案について

第 1 回会議における委員の意見などを、指定管理者の行った公の施設の管理に係る
評価の答申案として事務局がまとめたものについて、事務局から説明があり、案のと
おり答申とする旨を決定した。

（2）千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について

千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について、事務局から案
の説明があり、審議。募集要項等については、事務局が各委員から示された意見にし
たがって修正案を作成して各委員に示し、各委員の意見を踏まえて事務局がさらに修
正したものを会長が承認し、それをもって委員会の決定とする旨を決定した。

また、併せて次の事項を決定・確認した。

- ア 応募者のヒアリングについては、昨年度同様、提出された提案書を審査することを原則とし、応募者に確認が必要な事項については、事務局経由で照会し、それでも不足する場合に限りヒアリングを実施すること。
- イ 応募者が1団体だった場合の採点方法については、昨年度同様、複数の団体から応募があったときと同様に採点し、失格となる事項がない場合は指定管理予定候補者として適正とすること。
- ウ 委員会での決定後に、募集要項等に重要ではない修正が必要となった場合については、事前に各委員に通知して委員から異議が示されない限り、再度委員会で審議する必要はないこと。

(3) その他

次の会議を、平成23年10月6日午後2:00から開催する旨を決定した。

6 発言等の要旨：

(1) 指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価の答申案について

- 会長 議題(1)の「指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価の答申案について」ですが、事務局からご説明をお願いいたします。
- 事務局 「資料1-1 指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価について(答申)(案)」をご覧ください。

それでは、失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

まず、本資料は、前回の会議で、指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価について、委員の皆様から頂きましたご意見などを答申書の案としてまとめたものでございます。

資料中の吹き出しには、記載に当たっての考え方など記載内容を補足する説明を記載してあります。このため、最終的な答申書では、当該部分については削除いたします。それでは、吹き出し部分を中心に説明いたします。

まず、「1 前提事項」についてですが、すべての施設に共通する事項として、冒頭に記載しております。内容につきましては、記載のとおり、財務に関する事項に関する留意点でございます。

次に、「2 本委員会の評価」についてですが、まず、「(1)平成22年度の年度評価のみの施設」として、「ア 生涯学習センター」から、「オ 市民ゴルフ場」までを記載しております。

「ア 生涯学習センター」を代表として説明いたしますが、冒頭で「市による評価はおおむね妥当である」旨記載しております。これは、吹き出しに記載のとおり、市による評価に対して特段のご意見等がなかったため、このように記載しております。この点につきましては、他の施設も、同様の取扱いとしております。

次に、財務に関する事項について、「指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、特記するものはないと認める」旨記載しております。これは、吹き出しにも記載のとおり、あくまで倒産等のリスクの観点からの内容で記載したもので、確認した方が望ましい事項等は次で掲載する形で整理し

ております。この点につきましても、他の施設も同様としております。

次に、その他本委員会の意見として、（ア）以下に、ただいま申し上げました「財務に関して確認した方が望ましいとされた事項」や「その他の意見」を記載しております。この点につきましても、他の施設も同様としておりますが、「イ 大宮スポーツ広場」、「ウ 宮崎スポーツ広場」につきましては、特段の意見がなかったため、こうした記載はございません。

なお、この資料の中で下線を引いております箇所につきましては、他の施設に関する箇所も含めまして、後ほど詳細をご説明いたします。

次に、「（２）アイススケート場」についてでございます。「ア 平成 22 年度の年度評価」につきましては、（１）と同様でございますが、前回会議でスケート場の利用料金の設定に係る評価についてのご意見を頂戴いたしましたので、冒頭部分でその内容を記載しております。

また、（ア）から（ウ）までにつきましては、年度評価・中間評価の両方に該当する内容でございますので、両方で記載しております。

次に「イ 中間評価」についてですが、「別紙 1 指定管理者中間評価シート」をご覧ください。

本シートは、前回の会議で事務局として案をお示ししたものを、委員の皆様からのご意見に基づき修正したものでございます。

「1 基本情報」につきましては、説明を省略させていただきます。

「2 中間評価」の「（１）過年度の管理運営業務に対する評価」ですが、先程の年度評価のところでも申し上げましたが、前回会議でスケート場の利用料金の設定に係る評価についてのご意見を頂きましたので、表の「評価項目」の「2 市民サービスの向上」の「（３）利用料金」の評価を「S」から「A」に変更し、これに伴い、「評価の理由」の記載内容と、「2 市民サービスの向上」の評価を変更しております。

表中の他の変更点については、後ほどご説明いたします。

次に、次ページの「（２）改善を要する事項についての意見」でございますが、先程の年度評価のところでも申し上げたとおり、年度評価・中間評価の両方に該当する内容でございますので、中間評価でも記載しております。

次に、答申書案にお戻りいただきまして、2の「（３）科学館」についてでございます。

「ア 平成 22 年度の年度評価」につきましては、（１）と同様でございます。

次に「イ 総合評価」についてですが、「別紙 2 指定管理者総合評価シート」をご覧ください。

本シートは、前回の会議で事務局として案をお示ししたものを、委員の皆様からのご意見に基づき修正したものでございます。

「1 基本情報」につきましては、説明を省略させていただきます。

「2 中間評価」の「（１）過年度の管理運営業務に対する評価」につきましては、特段のご意見がありませんでしたので、前回お示しした案から変更し

ておりません。

次に、次ページの「(2) 次期指定管理者の選定に向けての意見」ですが、前回の会議で頂いたご意見を記載しております。

それでは最後に、先程、後程ご説明すると申し上げた下線を引いております箇所などについてご説明いたします。「資料1-3 平成22年度 指定管理者評価シート」をご覧ください。ポートアリーナに関する評価シートになります。

資料1-3の3ページ「5 市による評価」のうち、次のページの「(3) 施設の効用の発揮、施設管理能力」の3番目「施設・備品の維持管理」の1番目「建築物、建築設備、備品等の保守管理」の部分をご覧ください。

本項目の履行状況としては、前回会議で「3」としたところですが、これを「1」に修正しております。これは、この項目の備考欄に記載のとおり、建築基準法に定める法定点検を実施していないことを反映させたものでございます。

この点につきましては、一部新聞でも報道されましたが、前回会議の後、本施設の東日本大震災による天井落下に関し、市議会で質問がなされたことで、問題を把握したものでございます。

法定点検につきましては、指定管理者の管理運営の基準において、「関係法令等の定めを参考に定期点検等を実施すること」などを定めておりまして、指定管理者が履行する必要があります。このことから、「仕様、提案どおりの管理運営が行われなかった」と言えるため、履行状況を「1」に変更いたしました。

なお、本法定点検は、平成16年の法改正により新設されたものであることから、対応に遺漏が生じたものと考えております。

また、同様の法定点検は、ポートアリーナだけでなく、生涯学習センター、市民ゴルフ場、アイススケート場でも実施する必要がありますが、これらの施設についても点検を実施していなかったため、同じ項目の履行状況を、ポートアリーナと同様に「1」に変更しております。詳細につきましては、資料1-2から5までをご確認いただければと思います。

なお、いずれの施設も、この項目の履行状況を「1」に変更しても、全体としての評価には大きな影響はないものと考え、全体の評価については変更しておりません。

また、幸いなことに、天井落下の際には利用者がいなかったため、怪我人は発生しませんでした。大事故につながりかねないものであることを踏まえ、前回会議の発言には基づかないものとはなりますが、答申案にこの点を、事務局からの追加提案として盛り込んでおります。

具体的には、資料1-1の答申案をご覧ください。

資料1-1の1ページ、2(1)ア(イ)の下線を付した部分となります。この部分は生涯学習センターについてですが、他の施設も同様に下線部を追加しております。

また、アイススケート場につきましては、中間評価についても追加しており

ます。別紙1の中間評価シートをご覧ください。

「2 中間評価」の「(1) 過年度の管理運営業務に対する評価」の表の「評価項目」の「3 施設の効用の発揮 施設管理能力」の「(3) 施設、備品の維持管理」の評価を「A」から「B」に変更し、これに伴い、「評価の理由」の記載内容を変更しております。

なお、この項目の評価を変更しても、「3 施設の効用の発揮 施設管理能力」の項目全体の評価には大きな影響はないものと考え、この項目については、「A」評価を維持しております。

また、この項目の評価の変更と、先程ご説明した利用料金の項目の評価の変更とを合わせましても、総合評価には大きな影響はないものと考え、総合評価も同様に「A」評価を維持しております。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 会長 それでは、ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、その説明につきまして、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。
- 事務局 すみません。先程、説明の中で、別紙1・2という引用させていただいた資料が添付漏れでございまして、申し訳ございません。失礼いたしました。
- 会長 今の説明をお聞きして、何かご意見はございますか。よろしいですか。

(特になし)

- 会長 今、ご説明いただきましたけれども、指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価について、本委員会の答申は、前回の会議の発言に基づかないものとして、事務局から追加提案があった部分も含め、資料1-1のとおりとして決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 会長 それでは、本委員会の答申は、資料1-1のとおりとして決定いたします。
- ※ 添付漏れの別紙1・2については、会議中に事務局から追加配布(会議前に委員に事前送付していたものから内容の変更はなし)

(2) 千葉県科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について

- 会長 それでは、議題(2)の「千葉県科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について」、事務局からご説明をお願いいたします。
- 事務局 よろしく申し上げます。それでは、「平成23年度千葉県科学館指定管理者選定評価委員会 資料2」に基づきまして説明させていただきます。すみません、座って説明させていただきます。

それでは、募集要項等の説明に入らせていただく前に、事前にお配りしております資料からの変更点につきまして、まず説明させていただきたいと思えます。インデックス1をめぐっていただきますと、「事前送付資料からの主な変更箇所」というA4横の資料をつけさせていただいておりますので、この順番に沿って説明させていただきます。

まず、1ページ目の3つの項目につきましては、管理運営の基準の中の変更点についてです。インデックスで言いますと、2番が管理運営の基準なのです。

けれども、その内容が、この3項目変わっております。

まず1点目は、管理運営の基準の5ページなのですが、お配りした資料では、公募に当たって、ここに記載しておりますとおり、日本博物館協会、全国科学博物館協議会など、記載の団体に加盟し、主催する研修会に参加することを求めおりましたが、募集要項の中で、「情報の収集」という項目が別にございますので、これについては、特に定めるものではなく、「情報の収集」の中で、指定管理者が自主的に判断すべきものと考えまして見直しをいたしました。

続きまして、同じく管理運営の基準の10ページなのですが、こちらにつきましては、「学校支援業務」の一環といたしまして、公共交通機関の利用しづらい市内の学校に対して、借上げバスの手配を求めておりましたが、こちらにつきましても、指定管理者の提案に任せるべきものとして、見直しを行ったものです。

また、15・16ページなのですが、こちらにつきましては、従前の記載に対し、今日ご覧いただきましたとおり、入口の券売機や情報システムの更新が来るということを踏まえまして、業務内容をより具体的に示すために変更しております。

ページをめくっていただきまして、次のページなのですが、2ページ目の3項目につきましては、インデックスで言いますと9番ということで、あとでご説明いたしますけれども、今回、選定基準につきましては、千葉市全体で選定基準のひな型というものを総合政策局で作ったのですが、それを基に、この科学館の特性を踏まえまして、独自の選定基準を作ったわけなのですが、その内容を、この3点、変更させていただいております。

最後の、提案書様式8の変更につきましては、先程の管理運営の基準の変更に伴う提案書様式の変更です。

変更点につきましては、以上です。

それでは、インデックス1の募集要項、「千葉市科学館指定管理者募集要項」から順に、主な点につきまして、説明させていただきます。

まず、インデックス1の募集要項の3ページをお開き頂きたいのですが、3ページには、選定の手順を記載しております。このスケジュールで行きたいと考えております。

具体的には、表の中の5番、指定申請書の提出につきましては、9月1日から7日の期間までを予定しております。第1次審査の結果通知を9月中旬に行います。その第1次審査の結果通知につきましては、失格者のみに通知することにします。

そして、この番号で行きますと7番なのですが、10月上旬に、委員の皆様へ、選定評価委員会を開催していただきまして、審査、選定を行っていただき、10月中旬に選定結果を通知する予定でございます。

その後、速やかに仮協定を締結しまして、平成23年第4回定例会に指定議案を提出し、議会の承認を得て、指定管理者の指定、協定の締結を行う予定です。

おります。

続きまして、12 ページをお願いしたいのですが、「8 応募に関する事項」なのですが、まず、「(1) 応募資格」といたしましては、記載事項に該当する者であることが必要となります。

また、12 ページから 13 ページに記載してあるのですが、(4) のアからカのいずれかに対応する場合は、失格となります。

なお、仮協定締結までの期間にこれらの失格となる事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。また、仮協定の締結後に失格となる事項に該当することとなった場合には、軽微な事由と認められる場合を除きまして、指定管理者の指定は行いません。

続きまして、16 ページをお願いいたします。「9 経理に関する事項」なのですが、こちらに記載しておりますとおり、(1) のイなのですが、指定管理委託料は、人件費、事務費、施設管理費等の管理運営経費から指定管理者の収入として見込まれます利用料金収入及びミュージアムショップの収入・独立行政法人科学技術振興機構よりの支援金を差し引いた額を市が指定管理者に支払うものでございます。なお、指定管理委託料は、毎年度、教育委員会と指定管理者の協議の上、決定するものとします。

なお、今回の公募から、価格面での適正な低廉化を図るため、指定管理委託料の上限額を設定し公表するよう指針が設けられており、こちらのイに記載のとおり、今までの実績等を参考にして、上限額を設定しております。

募集要項につきましては、以上です。

続きまして、インデックス 2 をお願いいたします。インデックス 2 は、千葉市科学館の管理運営の基準なのですが、管理運営の基準は、全体的な説明になってしまいますが、千葉市科学館の管理運営を行う指定管理者の募集のために公表する募集要項と一体のものでございまして、その管理運営に関し、市が指定管理者に要求する基準を示すものでございます。

指定管理者が行う業務内容につきましては、科学事業の実施に関する業務、管理施設の維持管理に関する業務、自主事業の実施に関する業務等がございません。

続きまして、インデックスの 5 番をお願いいたします。インデックス 5 は、提案書の書式を綴ってございます。提案につきましては、管理運営の基準、募集要項等に従いまして、提出していただくのですが、全部で 1 号から 33 号までの内容につきましては、提案してまいります。

なお、枚数につきましては、提案様式 3「管理運営の執行体制」というのがあるのですが、これにつきましては、管理業務全般の実施体制、再委託の考え方のほか、組織体制の組織図や雇用形態、標準的な人員配置の表等を求めていますので、5 枚と多くしておりますが、その他の様式につきましては、原則 2 枚、内容の多寡に応じまして、1 枚若しくは 3 枚としております。

次に、昨年度開催されました選定評価委員会や、千葉市議会の平成 23 年第 1 回定例会におきまして、指摘された点等がございました。具体的には、

- ・ 配点割合の標準が示されていないため施設ごとの配点に差が生じている
- ・ 管理経費を評価する計算式が価格差を的確に反映できていない
- ・ 選定に当たり一層の税源の涵養や市内事業者の育成などにも留意すべき

というような指摘を頂いております。これらの指摘を踏まえまして、今回新たに、総合政策局の方で作った千葉市としての「ひな型」が示されておりますので、これについて説明させていただきます。インデックスですと、8番になります。

こちらに書いておりますけれども、ひな型、指針ですね、指針の「改善の方向性」といたしましては、この2番に書いておりますが、

- (1) 指定管理委託料の上限額を設定し公表することにより、価格面での適正な低廉化を図る
- (2) 審査項目の配点の標準を示すことで、施設ごとの配点のばらつきの解消を図る
- (3) 施設の類型により配点割合を変えることで、施設の実情に沿った評価の実現を図る
- (4) 管理経費を評価する計算式を、価格差を的確に反映するものに変更する
- (5) 事業者の本店等所在地、市内業者への再委託、市内雇用への配慮など客観的な数値による評価が可能な項目には加点方式での採点方法を導入する
- (6) 審査項目として示していた「利益等の還元の方針」は、提案内容の適正な評価が困難であることから仕様化する

こととなっております。

これらのことを踏まえまして、「審査項目・配点割合の設定の考え方」としてまとめたのが、3になります。こちらで、(1)から(3)なのですが、設定の考え方といたしまして、「(1)合計点に対する管理経費に係る配点の割合を他政令市の例を参考に20%~30%の範囲内で設定」します。

(2)といたしまして、「標準となる審査項目を整理し、「管理経費」を除く各項目の配点の標準を5点に設定」、「(3)以上を踏まえ、美術館、科学館、社会福祉施設などの『事業実施型』、駐車場、コミュニティセンター、プールなどの『施設管理型』のふたつのひな型」、指針を作成しております。

これらを踏まえた具体的なひな型といたしまして、第1ということで、1ページの下となりますけれども、このとおり、「事業実施型」については「施設の事業の効果的な実施」として審査項目を設定しまして、10点を配分するというので、この2ページで見ますと、表の4番の(6)なのですが、こちらについては、「事業実施型」については10点を配分するとともに、「管理経費」の割合が概ね20%となるように設定することとしております。

「施設管理型」については、これは科学館ではないのですが、施設の事業の効果的な実施」との審査項目を設定せず、「管理経費」の割合が概ね30%となるように設定しております。

3 ページをお願いしたいのですけれども、3 ページ備考の1にありますように、審査項目の内容及び各項目の配点は、施設の性格等に応じて、各指定管理者選定評価委員会において弾力的に設定できるものとなっております、この後、ご審議いただきたいと考えております。

また、「備考2」、3 ページですけれども、「備考2」においては、ひな型「6 その他市長が定める基準」の審査項目を除き、「0点」の項目がある場合は失格とすること、「備考3」においては新たに示された管理経費を行う計算式、「備考4」におきましては、各審査項目の採点の基本的な考え方が示されております。

次に「第2 審査項目及び配点の決定方法」についてですが、ひな型の項目に過不足がないか検討し、審査項目を決定し、それぞれの審査項目について配点を決定するという手順が示されております。

また、(3)に記載しておりますとおり、特定の項目につきましては、10点、7点、3点等と配点することもできるとされています。

以上これが市全体の指針なのですけれども、これを踏まえて、科学館としての選定基準を策定するに当たり、このひな型から変更した点をまとめているのが、インデックス9になります。インデックス9につきましては、この変更点を記載しておりますので、こちらについて、ご説明させていただきます。

まず、1(1)なのですけれども、「同種の施設の管理実績」につきましては、客観的な数値化による評価が可能ですので、昨年度の生涯学習センターの選定方法と同じく、こちらの記載のとおり採点方法を導入いたしました。

続きまして、設備及び備品の管理等につきましては、先程ご覧いただいたように、この施設は複合施設となっております、施設自体の管理、清掃、警備等につきましては、指定管理者の業務負担が生じませんので、これらを削除する一方、科学館において工作に使用する備品や薬剤等の取扱いも生じますので、什器・備品の管理についての審査項目と変更しております。

続きまして、「(3)施設利用者への支援計画」なのですけれども、標準のひな型ですと、施設利用者への支援計画を提出してもらうことになっておりますが、科学館におきましては、科学に関する知識の普及啓発や、利用者サービスの向上及び本施設の魅力を高めることを目的としてのミュージアムショップを設け、その運営を求めていますので、その運営計画も含めた審査を行うため、施設利用への普及啓発・支援についての審査項目と変更しております。

先程ご覧いただきましたとおり、「施設の事業の効果的な実施」につきましては、10点が配分されております。ここにつきましては、「施設の事業」に基づいて10点配分するということになっているわけなのですけれども、こちらにつきましては、科学館の場合には、単なる科学に関する展示にとどまらず、様々な働きかけによる人と人とのコミュニケーションを重視し、多角的・総合的に科学に関する知識の普及啓発並びに青少年の創造力の涵養を図る「社会教育施設」として位置付けていることから、「事業実施型」施設として位置付け

ておりまして、配点に当たっては、科学事業の実施に関する項目に5項目、合計25点を配分することとして、ここに重点を置きたいと考えております。10点ではなくて25点を配分する、事業の実施については10点ではなくて25点を配分したいと考えております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、「2 その他」の事項についてでございますけれども、管理経費の割合につきましては、ひな型における事業実施型の管理経費の審査項目に係る配点割合が、20%から25%以下となっておりますが、本施設は、ある程度管理経費を犠牲にしても、科学に関する知識の普及啓発等のソフト面の充実がなされる法人等を選定する方が、より大きな効果が得られることができ、その程度は非常に大きいと考えておりますので、管理経費の割合を20%、すなわち、ひな型が定める割合の最小値としたいと考えております。

次に管理経費の計算式に関しましては、ひな型におきまして、管理経費の上限額の3分の2から100分の85の範囲内で下限額を設定することを定めておりますが、千葉市科学館の場合、この計算式から、下限額をより安くすると、管理経費が選定に与える影響がより小さくなり、管理経費の提案による逆転等が生じにくくなることから、下限額をひな型が定める最小値、上限額の3分の2としております。

最後に、「各審査項目の採点方法」ですが、ひな型における定性的評価項目の採点方法は、4段階評価を基本としておりますが、科学館におきましては、よりきめ細かな評価を可能とする観点から6段階評価としております。

最後に、インデックス10「千葉市科学館 指定管理予定候補者選定基準」について説明させていただきます。

この基準は、申請団体から提出された提案書等を、募集要項、管理運営の基準等の内容に基づきまして、千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会が総合的に評価をするための基準として示すものでございまして、ただいまご説明させていただきました千葉市全体の総合政策局の策定したひな型を基に、科学館の特性を踏まえ、策定したものでございます。

インデックス10、選定基準の1ページをお願いいたします。

この「1 審査方式」に書いてありますとおり、千葉市科学館の管理を行う指定管理者には、設置目的や施設の特性等を十分に理解することが求められます。

そのうえで、その効用を最大限に発揮するための専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、指定管理予定候補者の選定に当たっては、申請団体から提出された申請書及び提案に記述された事業計画、指定管理委託料の額その他の条件を総合的に評価することにより行います。

第1次審査において応募資格の確認審査を行い、提案書等により、募集要項に記載の応募資格要件を満たしていることを確認します。

資格不備の場合は原則失格とし、指定管理者として指定しない旨申請団体に通知します。また、当該団体については2次審査は行いません。

流れにつきましては、2 ページに記載のとおりなのですが、2 次審査におきましては、提案内容の基礎審査を行い、提案書に記述された内容が募集要項及び管理運営の基準に示す内容を満たしていること等を確認します。

次に提案書等に記述された内容について、指定管理予定候補者選定基準に示す採点基準に従い、委員の皆様方に各審査項目について評価、採点をしていただき、採点結果を合計して総得点を算出していただきます。

総得点が最も高い提案を最優秀提案としまして、以降最大第 3 順位までの提案を選定します。

ただし、総得点の合計が最も高い提案であっても、「6 その他市が定める基準」を除き、個別の審査項目に「0 点」がある場合には、失格とすることとしております。

なお、総得点の合計が最も高い提案が 2 つ以上あるときは、提案価格が最も低い者を最優秀提案とします。もし、その価格が同額の場合には、当該者にくじを引かせ、最優秀提案を選定します。

以上、最優秀提案の選定結果を踏まえ、教育委員会が指定管理予定候補者を決定します。

なお、選定評価委員会の委員の皆様が、本件募集に係るいずれかの応募団体の利害関係者である場合は、当該委員の方は審査に参加しないこととしております。

審査の流れにつきましては、先程申し上げましたとおり、2 ページのとおりでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。4 ページは「提案内容の審査の方法」です。委員の皆様方が提案書の内容を審査・採点して得た得点の総合計が、提案書の総合的な評価の値となるため、その配点割合等については、当該施設の管理に当たり、市が期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定しました。この設定につきましては、6 ページにその一覧表がございます。

科学事業の実施に関する審査項目を多くし、ここに重点を置くこと、審査における配点割合の設定につきましては、先程、ひな型からの変更点において説明させていただいたとおりです。

次に、配点につきましては、「管理経費」に係る審査項目以外の項目の配点が 140 点となっており、「管理経費」の審査項目の配点割合を 20%としたことから、同項目に 35 点を配点し、合計で 175 点満点ということで設定しました。

定性的な評価につきましては、ひな型は 4 段階を基本としておりますが、先程申し上げましたとおり、よりきめ細かな評価を可能とするため、6 段階評価としております。

また、客観的な数値化により評価が可能な項目につきましては、「(3) 採点の方法」における各該当項目において採点方法を示しております。

一覧表につきましては、6 ページのとおりとなっております。

以上で、科学館関係資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願

いたします。

- 会長 ただいま事務局の方からご説明頂きましたけれども、これにつきまして、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 質問なのですけれども、委員の皆様にも共通するのだらうと思うのですが、資料のインデックス 10、6 ページから、採点基準ということで説明があるのですが、7 ページ、2-(2)で「団体の経営及び財務状況」、これについて、申請をしてきた企業を基準にするわけですよ。何を言いたいかということ、前回、この企業自体があれだけれど、親企業が非常に信頼性があるから、ある程度問題はないという評価をしたときがあったので。今回も、親というか、グループ、それを見て評価してよろしいのかどうか、それとも、申請者の財務諸表、そういう計算書類等だけをベースにするのか、というのが質問の第 1 点。

それから、11 ページ、6-(2)、6-(3)、6-(5)。市内業者の育成というところでですね、まず 6-(2)のところ、再委託費総額に占める市内業者への再委託費の割合、この考え方というのは、再委託費が 100 万円でその 10%、10 万円という場合と、再委託費が 10 万円でその委託が 9 万円というときと。100 万円で 10 万円という場合は 10%、10 万円の委託で 9 万円になると 90%となるわけですよ。割合、そういう場合は、これはどのように。つまり、項目なのか、金額なのか、そういうところをどのように考えるのか、ということをお教えいただきたい。

それから、6-(3)では市内雇用への配慮ということが書いてあるのですけれども、専門職員との関係で、市外というようになった場合には、どのように考慮するのでしょうか。

それから、6-(5)で、現在の施設職員の継続雇用への配慮というように書いてあるのですけれども、現在の施設職員の継続雇用と、それから市内雇用への配慮というのは、ただ単に下請けだけを考慮するということなのか。それとも、継続されている人が、例えば浦安市で、その人を外してまで市内の、千葉市の人間をとというような、6-(3)と 6-(5)との関係は、どのように考えたら良いのかという点について、ご説明いただければと思ひまして、質問させていただきました。
- 事務局 まず、財務状況につきましては、基本的には、その申請してきた社の財務状況でご判断いただくというのが基本です。その時点で、仮に親会社があった場合に、そこが社会的に何か大きな問題になっている状況といった場合には、別途という。基本的には、提案してきた団体の財務状況でご判断いただくこととなります。
- 委員 分かりました。
- 事務局 また、2 番目の、割合か金額かということなのですが、こちらにつきましては、割合ということで考えております。市内業者への再委託が何割以上であるのかということですので、やはり、10 万円のうち 9 万円の方が、得点は高くなります。
- 委員 再委託する項目が、沢山ある方、つまり、今回清掃はないわけですし、メ

メンテナンスもないわけですね。そうすると、何を再委託するのか計画書を見てみないと分かりませんが、再委託が多いグループと、再委託しないでそれは全部グループ内で処理しますというグループと出てくると思うんですね。それで、何となく、そこにどういう配点をしていいのか、それが、市としての定める基準というもので、どのように評価していいのか、非常に分かりにくい。

- 事務局 それにつきましては、本来であれば、その施設の特性によって、その他市が定める基準についても、弾力的な運用が一番良いと思うのですが、今回、議会等の指摘もございまして、これも選定に当たって配慮するという市の方針ですので、それに基づいて、科学館などは、本当に再委託しない方が、その責任を持ってやっているという見方も当然あると思うのですが、今回のこの基準に当たっては、この点につきましても、市として配慮ということが決まっておりますので、取り入れたということです。
- 委員 じゃあ、全く再委託しませんというときは、0点になってしまうのですか。つまり、自分達が、そういうスタッフにしろ、何にしろ全部自分達で、自前で揃えますと言ってきたところは0点になってしまう。何となくその辺が割り切れない。
- 事務局 すべて再委託がないという場合につきましては、市の方針を、確かめさせていただきたいと思います。あった場合には、割合でとなりますけれども、全くない場合につきましては、確認します。
- 委員 あと、6-(3)と6-(5)については、質問した方も、よく分かっていないのだと思うのですが、専門職員をちゃんと揃えてくださいというように書いてありましたけれども、その専門職員が、例えば、星に関しての専門職員の人がいました、その人が船橋市です、その専門職員ほどに専門的ではないけれども、千葉市のこの人も知っているよ、という場合に、どこに住んでいるのかということだけで、それが施設の管理運営、事業運営のために、どれほどの効果があるのかというのがよく分からない。つまり、こういうことを言うこと自体が、施設・設備を効率的に運営して、その効果を千葉市民にもたらすということと、何かリンクしていないような疑問を感じてしまうのですが。
- 事務局 ここで想定しているのは、指定管理業務を行う上で、その専門性が必要な部分と、そうではない部分があると思いますけれども、この後者の部分で比べることを本当は想定しているのだと思います。専門的な部分についての、同条件の人がいた場合には、市内の方を優先してくださいという趣旨です。
あと、継続雇用の関係なのですが、こちらは、あくまでも、管理運営をしていく上で、何人の人員が必要で、それについて、どのくらい継続雇用するかということです。市内雇用は、こことは違う視点で見ているということです。
- 委員 すみません。説明がよく分からないのですが、最後の部分。ちょっとはっきりしてもらわないと、採点するときに私達が悩むなと思って考えていたのだけでも。
- 事務局 最後の継続雇用の部分でしょうか。

- 委員 結局、候補者が、A、B、C と出てきた場合にですね、A が現在の運営者ですと。B と C が出てきた場合に、A はそのまま継続して雇用していくと。B と C の場合は、どうなるのだろうと。つまり、A が使っていた人達をそのまま継続します、同じシステムですと。システムを変えてきた場合は変わるわけですね、提案内容が。だから、同じ人員を配置しなければいけません、同じ、つまり 5 人なら 5 人、それを 3 人にするけれども、他の所はこういうようにしますという工夫を、B とか C にするなということになってしまうのではないかなと。だから、A さんだけが優遇されることを希望されるのか。

つまり、B とか C は、自分達の提案をするわけですね。自分達の提案の中で、必要なシステム、人間、人員配置を考えてくるわけです。その時に、それが、現在やられている A とは違うシステムだった場合には、継続雇用というのは、どのようなことになるのかなと。どのように位置付けていいのかよく分からない。

- 委員 ちょっとよろしいですか。これは、多分、子育て支援とかでよく相談がありますね。今日の科学館とはちょっと違いますが、何か相談があるようなものを想定しているのであれば、馴染みの相談員がいますから、来年度から急に変わったら、利用者としては、今まで相談していたのに不便を感じるのではないのでしょうか。

だから、そういった場合での継続性というのをたぶん想定されているのですが、今回のこの科学館ということに関して、そういう必然性があるかどうかということですね。子どもの素養を育てるということですから、行きつけのスタッフがいて、その人が極めて接しやすいとかの理由があれば良いのでしょうけれども。もしそれがなければ、委員が言ったように、その辺がどうかと思います。どうしてもそれが必要かということですね。

- 事務局 すみません。先程お話していただいたこの項目について、確かに、この 6 の項目すべてなのですけれども、これが科学館の指定管理者を選ぶ場合に、この配点項目が本当に必要かどうかということは、我々も感じるころなのですけれども、市の指針として、この項目も入れるという大前提がありますので、これを入れたということで、今、指摘頂いたことについてはですね、一度確認させていただくということでもよろしいでしょうか。

(了承)

- 委員 昨年度一度採点をしまして、今回の変更点、ある程度理解できますが、逆に、お願いと 1 つ質問ですが、特に 6 番のところで、アイウエとなって加点とありますね。それぞれが、アだと 5 点加点、3 点加点、1 点加点とありますね。逆にこれは自動的に、先程の委員の質問ではないのですけれども、例えば 6-(2) のところであれば、アであれば 5 点加点、イであれば 3 点加点、ウは 1 点加点とありますね。だから、こういう条件にはまっていれば自動的に「5」、「3」、「1」というのが付くということですね。

- 事務局 はい。

- 委員 そうすると、我々としてはあまり考える必要はないということでもよろしい

のですね。

○ 事務局 はい。

○ 委員 そういう意味ですね。

それとあと、もう 1 点ですが、お願いですね。昨年のことばかりを言って申し訳ないのですが、昨年度は、5 点満点で、ABC の評価だったですね。そして、「A」を付ければ 5 点、自動的に 5 点になって、「B」であれば 3 点、「C」であれば 1 点という形で、我々 ABC 評価を付けたのですが、今回は、6 段階評価というのが新たに加わりましたね、例えば、7 ページの 2-(6)とか、(7)もそうですが、6 段階評価により採点するというふうになっておりまして、ABCDEF ですから、「5」、「4」、「3」、「2」、「1」、「0」というように、この辺が多分昨年度とちょっと違う評価のやり方かなと思います。それはそれで全然構わないのですが、事務局さんへのお願いですが、6 段階評価になった場合のところとか、何か分かりやすく変えていただけないでしょうか。変えるというのもおかしいのですが、今回、2-(6)とか 6 段階評価になるところは、ABC 評価と違いますよという、何か分かりやすい指示をしていただければと思います。我々は ABC を付けるのですか、それとも「5」、「4」、「3」、「2」という点数を付けるのですか。

○ 事務局 委員の皆さんには、「A」から「F」の 6 段階を付けていただきます。それに従いまして、例えばこのインデックス 10 の 5 ページにありますとおり、採点が決まるということ。

一応 6 段階にしたことにつきましては、昨年度の選定評価委員会において、委員の皆様から、4 段階評価だと、その間の評価もあるので、中々付けにくいというご意見も頂きましたので、よりきめ細かく見ていただいた方が良くかなということで、4 から 6 にということで提案させていただいたということでございます。

○ 委員 それは全然構いませんけれども、この項目は ABCD の評価だよというのと、要は、5、3、1 点の評価というのと、「5」、「4」、「3」、「2」、「1」評価というのを、分かりやすく区別しておいていただきたいというお願いです。よろしいですか。

○ 事務局 すみません。基本的には、7 ページの、例えば、先程委員さんからお話頂いたとおり、2-(1)などは、自動的に実績があれば決まるということで、点数が出るわけですけれども、例えば 2-(3)の管理運営の執行体制ですと、配点は 5 なのですけれども、こちらの提案について、それぞれの委員さんがこの提案は、A 評価なのか B 評価なのかということで、評価をしていただいて、それについて、自動的に 5 ページにある採点になる、そういう仕組みになっております。

○ 委員 ごめんなさい。今回すべて 6 段階評価になったということですか。

○ 事務局 そうです。

○ 委員 申し訳ない。ちょっと誤解していました。分かりました。

○ 事務局 例えば、さっき、いろいろご質問がでた 6 の項目などは、自動的に点数

が出ますけれども、そういうものが、7、8、9、10、11 ページにないものにつきましても、6段階評価でお願いするということです。

- 委員 分かりました。私の勘違いでした。申し訳ありません。
- 事務局 すみません、ちょっと補足よろしいでしょうか。先程、委員さんからご質問のあった 6-(3)や(5)の関連で、まず、6-(5)の趣旨でございますけれども、委員さんのおっしゃった市民サービスの継続性、サービスする側の人が変わらないことによるサービスの継続性というようにおっしゃられましたけれども、観点としては、そういう観点よりは、雇用の継続、実際に雇用されている方の雇用を継続させられるかという観点ですので、例えば、指定管理者が変わった場合に、そこで雇われていた方、主に管理部分、施設維持管理部分の方だと思いますけれども、その方が解雇される、そういったことを防止すると言いますか、決まった業者が継続して雇用できるかどうかというところの観点で加点をするものです。ですので、逆に言いますと、市内雇用への配慮ですとか、その辺の絡みで言いますと、現在の指定管理者がそのまま継続して、指定管理者として指定されれば、現在の状況をそのまま引き継ぐこととなりますので、その辺の配点の配分については、再度検討すべきところだとは思いますが、項目自体を削る、削らないということにつきましては、市の統一のひな型に基づいておりますので、削除はちょっと難しいかと思えます。
- 委員 ちょっとお伺いしたいのですが、順番でよろしいでしょうか。

7 ページの所、2 番で「施設の管理を安定して行う能力を有すること」とあるのですが、2-(1)で、「同種の施設の管理実績」、この同種というのは、どういう範囲、どういうものを想定されているのか。例えば、ここで言うと、何らかの施設の実績があれば1点、公の施設の管理の実績があれば1点、つまり、公の施設、公共の施設をやっているならば、それは同種の施設と言うのか、それとも、科学館とか、博物館ですとか、そういうようにちょっと重みづけがあるのかですね。その辺をちょっと教えていただければと思います。
- 事務局 それにつきましては、①②③なのなのですが、①につきましては、民間を含めまして、同種の建物の管理実績があるかないかということで、あれば1点。公の施設の管理実績ということで、自治体の同種の施設の指定管理のこれまで実績があれば、また1点を加点するというので、③につきましては、規模の面で同規模以上の管理実績があれば、加点されるというように考えております。
- 委員 本施設と「同規模以上」の施設というのは、「同種」というようにまず大きな枠があるということですね。その中で規模が同じもの、そのように読めばよろしいですね。
- 事務局 規模的にも同じものがあれば、加点するということです。
- 委員 公の施設という範囲の中で、博物館法に基づく施設みたいなものと、そのほかのものがあります。採点する側は、そこで重みづけをしても良いということですね。

- 事務局 そうです。
- 委員 ありがとうございます。それから、2-(2)なのですけれども、この財務状況について、私は的確な判断が中々できないので、この場で、委員のご意見を伺いながら、判断してもよろしいのでしょうか。
- 委員 前回も少しそうなのですけれども。後ほど少し質問しますけれども、ここ、観点をはっきりしないと。
- 委員 それから、2-(4)なのですけれども、必要な専門職員、これものすごく重要なことだと思っているのですが、有効な資格という、例えば、学芸員ですとか、何かそのような具体的な資格というのは、想定されているのでしょうか。
- 事務局 補足させていただいてよろしいでしょうか。
- 会長 はいどうぞ。
- 事務局 2-(1)の同種の施設の管理実績につきましては、加点方式で評価させていただきますので、重みづけなどを判断していただくという形では、委員さんに見ていただくというものではなくて、科学館の管理運営に効果があると期待できる同種の施設の実績を、それが公の施設であるか、また、規模が同等のものであるかといった形で点数を加えていく形になりますので、機械的に評価する形になります。
- 委員 次に私の質問した、2-(4)なのですが。
- 事務局 こちらにつきましては、専門職、例えば、学芸員何名とかという縛りと言いますか、そういう基準は設けておりませんが、やはり、その設置目的等から考えて、例えば教員の OB の方を入れていただくとかですね、学芸員資格とかがあればより専門的だとは思いますが、あまりこう縛ってしまうというのも、広い提案が中々難しくなってしまうと思いますので、学芸員何名という仕様みたいなものは設けてございません。
- 委員 提案様式の5号の所に、このことに関しては、「基本的な考え方を記述してください」というのがありますけれども、だから、2-(4)では、「必要な専門職員の配置」と、配置の考え方に重きをおいて見ていくということですか。
- 事務局 はい。
- 委員 ありがとうございます。
もう1つ、3ですけれども、施設の適正な管理のところでは、3-(2)で、防災の話がちょっと出ていますけれども、この辺、具体的なマニュアルという言葉が前の方にちょっと出ていたと思いますが、例えば、さっきの建築基準法に基づく云々が落ちていたように、これも、例えば消防計画みたいなものとか、そういうようなことの具体的な要求というのはやらなくてよいのでしょうか。避難誘導計画みたいなことなのですけれども。
- 事務局 何法に基づく何をやるようにというような仕様にするべきだということでしょうか。
- 委員 はい。具体的にはそういう記述があれば、それもまた判断しやすいのかと思います。ちょっと検討していただければと思います。
- 事務局 はい。分かりました。

- 事務局 防災についてよろしいでしょうか。
- 会長 はいどうぞ。
- 事務局 消防署の指導に基づく防災計画等があると思いますけれども、防災については、こちら、複合施設ですので、管理組合で全体の計画を作成していることに協力するという形で行うこととなります。
 一方でこちら、展示工作物、色々触って、体験していただく施設で、利用者に小さいお子さんなども多くおりますので、その方が、色々体験したりする中で、怪我が生じてしまったり、そういった被害、事故に対する予防なり、対応等の面でのリスク対応というものを提案させて、そちらについて、審査を行っていただきたいというように考えております。
- 委員 建物全体については、確かにそういうことが評価になりますが、科学館の中ということ言えば、やはり、何かの時の避難計画みたいなものは是非とも必要なことだと思いますし。ありがとうございました。
- 委員 7 ページ、2-(2)でございますけれども、大変難しいのですね。団体の経営について、点数付けるという話ですね、まあ一言で言いますと。これは、何を本当にしたらいいのかと思ひましてですね。規模ですか、安定性なのか、社会貢献、色々ありますけれども、経営について点数ということは、非常に観点が難しいなと思ひしております。その点についてのお考えをお聞きしたいというのが1つと、財務状況ですけれども、これにつきましても、1点から5点を付けるに当たりまして、よっぽどのことがないと、「3」以外を付けるというのは難しいですね。倒産リスクでやるのかですね。
- 委員 よく分からない。
- 委員 と思いますよね。上場会社なら良いのかとか、そういうことになってきてしまいますので、正直、点数付けるのは非常に難しい。まあ、特段ということになってしまいますけれども、出されたものだけを見て、問題ないようであれば、「3」。問題ありそうだとすれば、ヒアリング等して相手さんの主張も聞かないと判断できないなと思ひまして、数字についてですね。非常に難しいということですが、ここの1点というのは、どのように想定するかなということで、赤字が続いているとか、色々ありますけれども、非常に難しい。これから伸びようとする会社というのは、業績の悪いところも一杯あるということもあるし、回収可能性がよく分からない資産があったにしても、回収できるかもしれない。それから、引当金、退職引当にしてもですね、規程がないというと、引当計上しなくても、もちろん良いのですけれども、沢山重要な項目に引当を一杯している会社があって、純資産が低いのと、どちらが良いのかということ、経営の話になってきてしまうので、ここの観点は、難しいなと。本当は、継続性ということでもよろしいのですかね。安全性。
- 事務局 適切な答ではないかもしれないですが、ここでお願いしたいのは、管理業務、管理運営ができなくなってしまうということは、一番避けなければいけないことだと思いますので、その辺の視点から、専門的な立場から見ていただければと考えております。その辺は、やはり職員だけでは判断できないと

いうところがございますので、その辺を委員の皆様には審査していただきたいと思っております。

- 委員 資料を頂いて、相手さんにヒアリングして回答頂くという時間がある、必ず、「ああ大丈夫ですよ」と言ってくるに決まっているのです。それで、大体は「3」になるなと思っておりますけれども、そういうことを前提にしていただければ。「いやいや、実は危ないのです」ということになってしまいますとね、話は違うのですけれども。

明らかな減点・加点要因がない限り、中々差を付けるのは正直難しいなと申し上げておきます。そういうことで、前提で申し上げておけばよろしいですか。すみません。

もう1点、6ページなのですけれども、右側に配点ございまして、4番ですね、55点という感じなのですが、率直に考えて、将来の日本を担うという言い方は、あまりに幼稚な発想ですけれども、子ども達に科学技術の素晴らしさを教えてですね、興味を持ってもらうというのはもちろん重要なのです。

私も、北の丸公園にある科学技術館によく行くのですよ、子どもと。でも、1日中遊んでいるのです。そこは、体験するものが一杯あって、トンネル作ったりとか、色々なものがあるのです。ゲームみたいなもの。それで、そこは、何と言いますか、スポンサーみたいなものが多分入っているのでしょうか、こういうことをやっている。

それで、そういう他の所を見ていますと、もちろん、ここがどうこう言うつもりはないのですけれども、素晴らしいのですが、そこに対する、何と言いますか、方針の違いも、どうも見え隠れするのです。ここと、あちらの、国立かどうかよく分かりませんが、科学技術館とございまして。武道館のすぐそばにあるのですけれども。そういうときに、何と言いますか、創意工夫、本来の科学技術館を作った目的に対する創意工夫と申しますか、科学館連携推進事業に関する考え方というのが4-(10)にありますけれども、それは5点ある。わざわざこう経済的な面を下げたことから言えば、本当はもっと欲しいなと、正直思っています。これで良いのかなと。良いのですか。

- 事務局 その点に関しましては、我々としたしましては、その事業面というのを、市の指針から見て、最大限、委員の皆様に見ていただく基準を作ったつもりです。最低評価していただかなければいけない項目があって、それにプラスしたのが、4-(6)から4-(10)までです。ひな型ですと、事業の実施で括られてしまうのですけれども、その項目を増やしまして、配点を増やしたということで、自分達としては、よりそこを主張したつもりです。

- 委員 点数で言うと、最後点数で決まりますので、175点中の55点の配点だということについては、どうお考えですか。これはもうしょうがないですか、これ以上は。

- 事務局 しょうがないということではないと思うのですけれども。

- 委員 確かに、分かります。言葉が良くないのですけれども。

頑張ってもらわなければならないですかね。

まあ、最大限検討していただいたということで、分かりましたけれども。

- 委員 会長、すみません。もう1点、事務局さんの方へのお願いですが、先程から委員もおっしゃられたように、例えば、要は加点の部分ですが、提案様式の書式ありますが、ここに、2-(1)のところ、①の加点が「1」、②の加点が「1」とありますが、逆に言えばそれが分かりやすいような形でここに記述させていただければと思います。今の様式であれば、我々これをいちいち読まなければいけませんので、①を書くかどうかは分かりませんが、ここに記入があれば加点「1」だなど。なければこれは加点できないという形でお願いします。

あるいは、さっきの6番のところですか、加点「1」、雇用の比率何々というような、加点要素が決まっているので、これは8割以上あるのかどうかというものが、分かりやすいような形で、書式に記入していただければ、我々も評価がすぐできるということで、もしくはそういう形での様式ですか、そういう書式に工夫をしていただければと思います。

- 事務局 加点の所の項目は、事務局の方で見て評価してしまうのです。
- 委員 それは、この様式の所に、何割以上とかの数値を、例えば、提案様式の28号の6番のところですが、この所に市内の業者の割合が8割以上あるかどうかとか。
- 事務局 提案が上がってきて、この加点の部分というのは、何割以上というのは市の方で見て、事務局が付けるのですけれども、それを検証するために、これは何%だということを、皆様にお配りするときには、欄外か何か付けておけば良い。
- 委員 それもあるし、要は市内の業者の割合が8割以上であるかどうかということ、この様式の所に書かせるということです。
- 事務局 その点に関しましては、その方が効率は非常に良いと思うのですけれども、審査基準を申請者に読まれてしまうという危険性もあると思います。
- 委員 もちろん、それはありますが、8割以上なのかどうかというのを、我々はどうやって計算するのかということです。だから計算しやすいような形で、記入させるということです。そもそも5割なのか、8割なのか、我々が計算していたら大変です。その意図が分からないような形で、すぐに8割でこれは5点だとか、その辺の工夫をお願いできたらということです。
- 委員 結局、私達資料を頂くときに、多少私達が分かるようにだけ、ちょっとやっていたら良いのではないかとということだと思っておりますよ。
- 委員 そうですね。
- 委員 6段階でしょう。だから、6段階ということは、本当に微妙なところは絶対出てくるわけですよ。難しいなど、ちょっと今私考えていたのだけれど。そういうことがあって、私達に資料を頂くときには、多少、そういった目安的なものが頂ければということではないかと思うのですけれども。
- 委員 そうです。客観的に決まっているものはですね。
- 委員 まして、財務なんて、私専門家ではないから、委員に聞かないと分からない。

- 委員 そうですね。
- 委員 これは心配だなと思って。
- 委員 前、エクセルでシートで貰いましたよね。そこのところで、我々が評価しなくても良いところは棒線ないしはそのようにしてしまってくれば、その項目は、我々はなしと。ただし、そこのところが、市の方で評価したのが何点という、その確認だけはさせていただきたいから、そのベースとなるものは頂きたいなど。確認もなしで全部良いわけには、委員会としてはできないと思います。
- 会長 大体分かります、よいですか。
- 事務局 どうするというのにはありますが、そういう視点で検討させていただきたいと思います。
- 委員 それで構いません。しつこいようですが、障害者をどの位雇っているかどうかということも、それこそ雇用が何人いて、その中に具体的に数値を書かせないと、何%というのは分かりません。だから、きちんとそういうのを書かせておいていただきたいのです。我々が評価する場合、数値が出ていたら、我々はもうすぐにこれは加点「2」だなとか分かりますが、何も書いていなかったら「0」になりますので、そこのところをちょっと工夫をお願いしますということです。
- 会長 よろしいですか。本当に大事な選定基準ですけれども、午前中一杯という時間等もありますので、少し早めに進行させていただきます。よろしく願いいたします。これでよろしいでしょうか。委員の皆さん。
(特になし)
- 会長 それでは、これで質疑を終わらせていただきますので。
また、応募者のヒアリング等について、一応確認なのですが、昨年度と同様に、審査に当たっては、提出された書類を審査することが原則で、応募者に確認が必要な事項等は、事務局経由で照会することとして、それで、どうしても必要だというような場合は、応募者を本委員会に呼んでヒアリングをすることとしたいと思いますがいかがでしょうか。
(異議なし)
- 会長 よろしいですか。それでは、応募者のヒアリングについては、昨年度同様、事務局経由で照会することを原則として、それでも不足する場合に限り実施することにいたします。
それでは、応募者が1団体だった場合の採点方法については、一応確認なのですが、昨年同様、委員の皆様の負担は重くなりますが、複数の団体から応募があったときと同様に採点し、失格となる事柄がない場合は指定管理予定候補者として適正であることとしたいと思いますがいかがでしょうか。
(異議なし)
- 会長 よろしいですか。ありがとうございます。
それでは、応募者が1団体だった場合の採点方法については、昨年度同様、複数の団体からの応募があったときと同様に採点し、失格となる事項がない場

合は指定管理予定候補者として適正であることとします。

他によろしいでしょうか。

(特になし)

- 会長 よろしいですか。それでは、募集要項・管理運営の基準・選定基準につきましては、各委員から示された意見にしたがって修正して決定するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 会長 それでは、私からの提案ですが、募集要項等の修正につきましては、事務局が作成した修正案に対して、委員の皆様から個別にご意見をお聞きした上、私が承認して本委員会の決定とするということにしてはいかがでしょうか。

(異議なし)

- 会長 ありがとうございます。

それでは、募集要項等の修正につきましては、事務局が作成したもので、委員の皆様を確認していただきまして、決定いたします。

他に、何かございますか。

- 事務局 募集要項等について、1点だけ確認させていただきたい点があるのですけれども。

先程委員長さんがおっしゃった手順で、これから募集要項等を決定するわけなのですけれども、選定評価委員会で決定していただいた後にですね、募集要項等に修正が必要となった場合なのですが、事務局といたしましては、重大な、大きな変更点でない限り、本委員会で再度ご審議いただくというのは非常に大変なので、昨年は、軽微な修正につきましては、事務局の方で対応したのですけれども、この点につきまして、市議会から疑問が示されました。

この点につきまして、昨年は、修正することについて、委員会で一旦確認していただかなかったということがあるから指摘されたわけなのですけれども、軽微な修正については、事務局の方で修正させていただいて良いかどうかについて、ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 会長 ただいま、事務局の方からお話がございました。大きな変更がない限り、事務局一任ということで、昨年同様の事務局の対応に問題はないと考えていますが、いかがですか。これにつきまして。

- 委員 条件として、事前にこういう修正がなされると、これは重要ではないと、つまり、タイプミスみたいなものとか色々あるわけですよ、そういう重要なものとは考えていませんけれどもという形で、事前に通知していただければ、全くこちらは問題ないし、議会の方に対しても、委員に対して、事前に通知をしてありますと、それについて、異議の連絡も来ておりませんという形で説明ができるのではないかと思いますので、その手続だけやっていただければと。お願いいたします。

- 会長 それでは、本委員会で決定した後の募集要項等の修正につきましては、大きな変更でない限り、事務局ということで確認させていただきます。

(3) その他

- 会長 私からの質問ですが、次回の会議につきまして、事務局から具体的な日程など、案をお願いいたします。
- 事務局 次回の会議は10月6日(木)の14時から、場所は前回と同じ教育委員会室ではいかがでしょうか。
- 会長 教育委員会室、これは12階。
- 事務局 ポートサイドタワー12階です。
- 会長 今、事務局の方からご説明ございました。次回は10月6日(木)午後2時、場所はポートサイドタワー12階ということでございます。

問合せ先 千葉市教育委員会事務局
教育総務部総務課
TEL 043(245)5906
FAX 043(245)5990

以上を議事録として承認し、署名する。

平成 年 月 日

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会会長
